（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

第十条　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「政府短期証券」とは、財務省証券及び次の各号に掲げる証券又は融通証券をいう。 ［一～三の二　略］ 四　特別会計に関する法律第百二十三条の十八第一項の規定に基づいて発行する融通証券（育児休業等給付証券） 五　［略］	（定義） **第二条**　この省令において「政府短期証券」とは、財務省証券及び次の各号に掲げる証券又は融通証券をいう。 ［一～三の二　同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（育児休業給付資金事務取扱規則の一部改正）

第十一条　育児休業給付資金事務取扱規則（令和二年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通則） **第一条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百二十三条の十二第一項に規定する育児休業給付資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （資金の受払い） **第二条**　資金は、法第百二十三条の十二第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。	（通則） **第一条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百三条の二第一項に規定する育児休業給付資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （資金の受払い） **第二条**　資金は、法第百三条の二第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○厚生労働省令第十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項及び第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求） **第三十条**　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を	（裁定の請求） **第三十条**　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を